令和7年８月１５日

罹災証明書・被災証明書申請者各位

固定資産税・都市計画税の減免について

霧島市税務課長

このたびの災害により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害により家屋や償却資産等に被害が生じた場合、固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。

　今回罹災証明書および被災証明書の申請をされた方へは、申請の内容等に基づいて、減免適用の可否を審査し、対象となられる方への減免を実施します。

　なお、審査の結果、減免対象とならない場合がございますのであらかじめご了承ください。

　ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

記

１　減免の申請について

　罹災証明を申請された方は別途の減免申請書の提出は必要ありません。

ただし、償却資産にかかる被災証明を申請された方は、別途、税務課の定める減免申請書の提出が必要です。償却資産対象の方は詳細について税務課固定資産税グループまでお問合わせください。

※償却資産とは

　固定資産税・都市計画税の課税対象となる資産で、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械・器具・備品等）です。その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものなので、一般ご家庭の設備や家財道具などは償却資産には該当しません。

２　減免される税の範囲

対象固定資産に係る令和7年度固定資産税・都市計画税の納期未到来分（第3期及び第4期分）

（裏面もご覧ください）

３　減免が適用される場合の例



※本市の市税条例規則において、減免の対象を「当該固定資産の価格の10分の2以上の価値を減じたとき」と定めていますが、内水氾濫による床下浸水の場合は「10分の2以上の価値減少」とはみなしませんので、減免の対象となりません。

４　減免決定について

　減免が決定となられた方へは令和7年11月末頃までの通知等を予定しています。

【問い合わせ先】

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市税務課固定資産税グループ

電話　0995-45-5111（内線 1381～1386）